平成２８年度　法人本部　事業計画

Ⅰ　現状と取り巻く状況

社会保障と税の一体改革や社会福祉法人改革など、社会福祉法人を取り巻く環境が一層厳しさを増す状況にある。特に社会福祉法人の制度改革では、経営組織改革や社会貢献活動など、これまで以上に公益性の高い事業経営が求められており、新たな制度への対応を進めるとともに健全で安定的な経営を継続していく必要がある。

Ⅱ　基本方針

１．地域に信頼される法人として新たな制度に対応できるサービスを提供する

２．能力向上と次世代の職員育成を行う

３．法令を遵守し、健全で安定的な事業経営を行う

４．地域貢献活動の推進と地域包括ケアシステムへの対応を行う

Ⅲ　サービス目標

１．第三期３カ年計画（平成２７年度～２９年度）について全職員が認識を共有し取り組む

２．法人理念と苑是に基づいたサービスの向上（接遇の向上と徹底）

・委員会での取り組みや研修を開催し評価する

３．健全経営の推進

・業務内容の現状把握と見直しを行い、費用対効果の検証を行う

・財務諸表等を逐次更新し、最新の情報を公開して法人に対する理解促進に向けた取り組みを行う（事業の透明性）

４．地域ニーズに基づく新規事業について検討する

（追加事項：訪問看護事業は平成２８年３月３１日で「休止」。１年以内に今後の方向性ー事業再開又は廃止　を決定する）

Ⅳ　能力開発目標

１．個々の資質向上と次世代の職員育成

・委員会で研修の評価を実施する

・エルダー制の充実を図り、１年以内の離職者をださない

２．専門性の向上による資格取得の推進

・資格取得の情報提供・推進を行う

３．経営管理における業務改善・見直し

・法人指導監査マニュアル（鳥取県福祉保健部福祉保健課）を参考に、業務改善・見直しを行う

・経理規程及び新会計基準の適切な理解と取扱いを行う

Ⅴ　地域目標

１．地域貢献の推進

・委員会で地域貢献事業について検討し実施する

・介護教室の開催、施設見学の受入れ及び講師派遣を行う

・第６回論語三代を開催する

２．情報開示

・委員会による広報活動の充実を図る

３．地域包括ケアシステムの推進

・関係機関との連携を図りながら、地域住民と一体となった事業について検討する

４．防災意識の向上

・地域における福祉施設として更なる防災協力体制について検討する

Ⅵ　業務目標

１．人材獲得と人材育成・定着

・職員の採用及び人材の育成を行う

・人材育成費用及び賃金改善のための検討を実施する

２．法人全体の利益率　目標３％

・事業活動による収支差額プラス３％以上を目標にする

（平成26年度7.42%、平成27年度6.64%-3月補正予算策定時予想）

３．効果的・計画的な経営管理と資金活用

・組織体制の見直しを行い、経営組織強化を目指した改善を実施する（業務分担、効率化）

・財務状況等を情報提供し各事業所の計画的経営管理を行う（内部監査･牽制の実施）

・借入金返済に対して、資金を計画的に運用する

・消費税率引き上げ（平成２９年４月予定）を見通した経営戦略を検討する

・既存の建物の在り方を見直し効果的な活用を行う

・各種補助金の活用を行う

４．リスクマネジメントの充実

・各拠点の実情に即した防災訓練を実施する

・利用者の事故だけでなく、職員の交通事故及び労働災害も防止する

・（特定）個人情報の取り扱い及び漏えいの防止について、全職員が認識し（特定）個人情報保護に努める

５．職員の処遇改善

・ストレスチェック制度（検査、面接指導等）を導入、実施する（改正労働安全衛生法に基づく制度。労働者50人以上の事業者に平成２７年１２月からの実施義務化）

・一般事業主行動計画により働きやすい職場作りを実践する（次世代育成支援対策推進法に基づいて策定）

・介護職員処遇改善加算及び保育所職員の処遇改善等加算を活用し、引き続き処遇改善及び賃金等の改善を行う

平成２８年度　介護老人福祉施設　事業計画

Ⅰ　現状と取り巻く状況

入所者の重度化が進み、健康管理と早期発見、早期対応が重要となっている。食事・排泄・入浴・移動等の基本的な介護技術とともに、看取り、認知症への対応や介護士の医療行為、口腔ケアなど職員の能力向上に取り組み、気づきの目を養い、施設サービス計画書に基づいて専門職による多職種協働によるサービス提供を行うことで、ご家族に最後まで安心して幸せに暮らせるサービスを提供できる場としての役割を果たしていくことが重要である。

Ⅱ　基本方針

１．尊厳を守り、楽しみのある生活を提供する
２．安全かつ安心で快適な生活を提供する
３．各職種の連携と協働を強化し、チームワークのよい職場づくりを目指す

Ⅲ　サービス目標

１．安全な生活を提供する
- 安全かつ見た目の良い食事の提供

２．余暇活動の充実を図る
- レクリエーションの実施やテーブル上でできる手芸・ゲーム等の提供
- 体を動かせる体操の定期的な実施
- 外出行事を積極的に支援する
- 飲食に関する行事の実施

Ⅳ　能力開発目標

１．人材育成と強化を図る
- 認知症実践者研修へ２名参加
- 吸引、栄養医行為研修へ２名参加
- 個々のレベルアップを目指すため、各ユニットでミニ研修を行う
- 施設外研修への参加

Ⅴ　地域目標

１．地域との交流を図る
- 故郷訪問の継続実施
- 介護教室の実施
- 保育園、小中学生との交流会の実施

２．ご家族との信頼関係を築く
- 来苑時に職員から日頃の様子を家族等に伝える
- 誕生会への参加依頼をする
- 故郷訪問の継続実施

Ⅵ　業務目標

１．施設内の環境整備を図る
- 床頭台、衣類等の整理整頓
- 談話室、廊下壁面の整理整頓

２．安定的経営を目指す
- 空きベッド数をおさえる（入院者数：１日平均３人以内）
- 入退所時の効率化を図る

平成２８年度　ケアハウス　事業計画

Ⅰ　現状と取り巻く状況

ご利用者の心身機能の低下や認知症状の出現が見られるようになり、又、それにより個々の日常生活動作の差も顕著となってきている。その為、体調不良の早期発見及び、心身機能の活性化を図っていくことにより、一人一人の機能維持・向上を目指して行かなければならない。施設としても職員の能力向上を図り、ご利用者の自立した生活に繋げる為の的確な支援が重要となっている。近年、鳥取県中部でも有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）が増え、入居希望者（待機者）の確保が難しくなっている。選ばれる施設になるため、まずは「ケアハウス三喜苑」を知ってもらうための情報発信機能の強化、そして何より多数の選択肢の中から選ばれるだけの職員力（知識・技術）も必要と考えます。

Ⅱ　基本方針

次の３者満足を基本方針とする

１．職員の資質向上（職員満足）
２．利用者、家族に信頼される施設サービスを目指す（利用者満足）
３．安定的事業運営を図る（経営満足）

Ⅲ　サービス目標

１．利用者のサービスの質の向上
- 認知症予防につながるレクリエーションの充実
- 利用者の希望に沿った行事の計画
- 利用者ミニ講座の実施（防災、栄養、リハビリ、認知症予防等）

２．ケアハウス生活の継続
- ケアハウスでの衣食住（暮らし）を充実させる（各種相談：生活・環境）

Ⅳ　能力開発目標

１．職員の資質向上
- 各種研修会に参加するなど、キャリアパス概要図にある「ステップ」の向上を目指す
- 虐待防止、認知症予防の研修
- 接遇力向上を目指す

Ⅴ　地域目標

１．地域の学校や住民関係機関等との連携や交流を図る
- 地域行事に参加するなど、社会参加や交流を図る
（近隣の保育園、小中学校及び地域住民との交流）

Ⅵ　業務目標

１．待機者を確保し、満床を維持する
- 申込者や関係機関へ定期的に連絡を取り、スムーズな入居へとつなげていく

２．パンフレットやホームページの更新（ケアハウスのＰＲ）
３．源泉である「職員」の定着（職員＝利用者にとってはパートナーとなる存在）

平成２８年度　指定通所介護事業　事業計画

Ⅰ　現状と取り巻く状況

２７年度介護報酬改定があり、在宅で介護度の高い方や認知症の方に向けて支援を行ない、中重度や認知症加算の獲得をしていったが、これからはさらにそれらの充実が求められる。また、リハビリについてもより生活に密に繋がっていく「心身機能」「活動」「参加」に焦点を当てたものを行なっていく事が要求されている。そのため更なる職員の資質向上と資格取得を進めていく事が望まれる。

２９年度からの軽介護者の地域支援事業への移行についても他県の状況や実施市町村の状況を確認し、今後の三朝町の動向を見極めていく事が重要になる。

Ⅱ　基本方針

１．在宅生活継続支援を家族とともに行う

２．利用者主体のケアの徹底

Ⅲ　サービス目標

１．個別ケアの充実を図る

- 選択趣味活動の提供（作業療法士用アンケートの活用）
- 家族との連携の充実（送迎・連絡ノート・アルバム）
- 認知症の方に適したケアの充実
- 他機関との連携と担当者会議等の充実

２．機能訓練の充実を図る

- 在宅生活に密着した個別リハビリの実施（自宅訪問等を含む）
- 自宅で出来る運動の指導（楽しみながら行えるリハビリの提供）

３．利用者、家族との連携を図る

- 家族の会の参加者の拡大と充実（ホームページの活用等を含む）
- 利用者及び家族から意見を聞く機会を設ける（年２回）

Ⅳ　能力開発目標

１．職員研修会の実施（年６回以上）

２．情報交換会の定期的実施（４か月に１回必要時）事前に文章配布

３．外部レクリエーション研修参加（年９回）

４．資格取得（認知症実践者１名・認知症リーダー１名）

Ⅴ　地域目標

１．町内に出向き出前レクリエーション・介護教室等を行う

２．地域交流会への参加（地域交流会・三朝を何とかしよう会）

Ⅵ　業務目標

１．収入月額７５０万円以上を目標とする

２．業務の見直しを行う

・記録物の見直しを行う

・整理整頓を行う

・夕方のミーティングで振り返りを行なう

３．自動車の接触事故をなくす

・送迎方法の統一

・危険箇所の確認や注意点の定期的な報告、確認（夕方のミーティングは１７時２０分に行なう）

４．経費削減の実施

・消耗品の節約を実施する

平成２８年度　短期入所生活介護事業　事業計画

Ⅰ　現状と取り巻く状況

核家族化、介護者の高齢化、同居介護家族の就労等により、在宅の介護力低下がすすんでいる。

そのため入院により介護負担が増え、退院後在宅復帰ができなくなり、退院と同時に入所を希望されるケースが多い。また、重度の認知症により在宅生活継続が困難となり、緊急対応を求められるケースも増えている。

平成２７年度介護報酬改定で厚生労働省は地域包括ケアシステムの推進と中重度の要介護者への更なる強化を推進している。短期入所に関る内容として、緊急時の円滑な受入れが促進されるよう、緊急時受入れの基準が改正され、機能訓練の充実や重度者への対応強化が求められている。又、基本報酬の見直しと長期利用者の基本報酬適正化が実施された。

そして医療機関との連携や医療面の対応力がこれまで以上に求められ医療福祉、看介護の連携調整が必要になっている。

家族の介護負担軽減から社会的入院の補完まで、様々なニーズに応じられるサービスの質の向上を目指すとともに、家族、関係機関との連携に努めながら効率よく利用希望に対応する。また、在宅生活が継続できるような支援の仕組み、介護方法を情報提供し、可能な限り地域で生活できるような支援体制を強化していくことが必要である。

Ⅱ　基本方針

１．緊急時と重度者の受け入れ体制の強化を図る
２．ショート計画と機能訓練の充実を図る
３．基本報酬にかかる対応の見直しと長期利用者の基本報酬適正化にかかる対応を見直す

Ⅲ　サービス目標

１．緊急時と重度者の受け入れ体制の強化を図る
　・緊急利用時の受入れの実施
　・医療的な重度者の受入れの実施
２．家族・居宅ケアマネジャーとの連携の強化を図る
　・ショート計画の作成と充実を図る
　・機能訓練計画の作成及び利用者の居宅を訪問し、説明と評価を実施する

Ⅳ　能力開発目標

１．介護老人福祉施設と同様

Ⅴ　地域目標

１．関係機関と連携を密にする
　・サービス担当者会議の出席

Ⅵ　業務目標

１．基本報酬の見直しと長期利用者の基本報酬適正化に対する対応
　・居室の効率的な利用を行い、稼働率 平均１７名／日 を目指す

平成２８年度　グループホーム　事業計画

Ⅰ　現状と取り巻く状況

三朝町の高齢化率は依然３６％を超えている。介護認定を受けられている方の中でも認知症の方は全体の７１％にも及んでいる。馴染みの地域で生活を続けることができるよう地域全体で支えていくことが必要であり、その中でもグループホームの果たす役割は大きい。一人ひとりに合ったケアを提供し、認知症状の進行を少しでも遅らせる事が出来るよう関わる職員の資質、能力の向上が必要となっている。また、利用者が地域で暮らし続けられるよう、地域との関わりも重要になってきている。

Ⅱ　基本方針

１．利用者一人ひとりの尊厳を大切にし、ゆったりとした和やかな家庭的な生活を提供する。また、利用者の要望に添った環境を整え、その人が望む生活を支援する

２．地域の人々との絆をさらに深め、地域行事に参加する等、利用者の満足度の高い生活を目指し、地域で暮らし続けられるよう支援する

Ⅲ　サービス目標

１．利用者の主体性に配慮し、「自分らしい生き方・生活」の実現に向けた支援を行なう事で達成感、満足度の向上を目指す

２．生活の中にリハビリを取り入れ、心身共にきめ細やかな対応により健康を維持し、自らの健康増進に取り組めるような支援の実施

３．利用者一人ひとりの状態の変化を観察し、主治医と連携を取りながら早期予防に努める

Ⅳ　能力開発目標

１．介護の基本的な技術を充実させ、さらに認知症ケアの専門的知識、技術を高め研修等により互いに学ぶ機会を設ける（一人１研修以上の参加）

２．認知症に関わる資格取得（2名）

Ⅴ　地域目標

１．運営推進会議の開催（2ヶ月に１回）

２．地域を含めた防災訓練の実施、ボランティアの受け入れや関わりを増やす

３．地域のニーズを理解し、地域との関わりをもち、必要とされる事業所を目指す

Ⅵ　業務目標

１．働きやすい環境整備（役割を持ちやりがいにつなげる）

２．安定的経営を目指す（入院者を出さない）

３．経費3%削減（節電・節水・物を大切にする）

平成２８年度　賀茂保育園　事業計画

Ⅰ　現状と取り巻く状況

平成２７年度から子育て関連３法(子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、子ども・子育て関係整備法)が施行され、新しい子ども・子育て支援制度が始まった。

新しい制度では、保護者の就労状況によって入所の必要度を設定し、「保育短時間園児」と「保育標準時間園児」とに区分分けされた。

当初は、運営費収入減となることが懸念されたが、社会保障と税の一体改革の流れを受けて、単価改正、処遇改善などが実施され、平成２６年度並みの収入に納まりそうである。

平成２８年度は三朝町からの管理委託２期目５年間の４年目に当たる。２期目終了後のあるべき姿を模索し、方向性を定める重要な年度に当たると言えよう。これに当たっては、三朝町と密接に連携をとりながら、利用者の要望や園の主体性・独自性を採り入れ、安定した姿を模索していきたい。

Ⅱ　基本方針

1　国の法令・基準・指針，及び県や町の条例等に基づき，公平公正に保育を行うと共に，子どもの最善の幸福を願い，家庭・地域社会との一体化を図っていく

2　園児が深い愛情と信頼の中で，創造性を育み，探究心を高め，伸びやかに楽しく主体的に成長することができるよう，人的・物的環境を整えていく

3　保育園を取り巻く様々な課題がある中，関係機関や家庭・地域社会との連携を十分に図り，豊かな人間性の育成に寄与する

Ⅲ　サービス目標

基本的には，次の事業を継続し、その充実を心掛ける

・通常保育事業
・特別保育事業（一時預かり事業，障害児保育事業）
・自主事業（延長保育事業）

Ⅳ　能力開発目標

優しさとたくましさを併せ持つ子どもの育成と養護・教育の一体化を図る保育技術を高めるとともに、保護者の悩みや問題を受け止め、支援していく保育指導技術の向上を目指す

Ⅴ　地域目標

家庭や地域社会との連携を十分に図る

・他園との交流を図る（三朝町保育連絡協議会・調理員会への参加，食育・ノーテレビデーの推進）
・小・中学校、各地域協議会、老人クラブ、ボランティア団体との連携を図る
・保護者研修会を開催する

Ⅵ　業務目標

・人的・物的環境を整え，安全で信頼に満ちた運営を目指す
・思いやりの心を持ち、支え合い・助け合う人づくり、職場づくりに徹する
・保育課程を見直し、子どもの発達に即した適切な内容や特色ある内容を体系立て、年間計画として整備する
・経営的に収支のバランスのとれた安定的な経営を目指す

平成２８年度　認知症対応型通所介護事業　事業計画

Ⅰ　現状と取り巻く状況

三朝町の高齢化率は 36%を依然として超えており、認定を受けられている方の中でも認知症の方は７１％を超えている。ご利用者の尊厳を大事にしながら、住み慣れた地域で暮らし続けて頂くために地域、家族との連携はより一層大切なものとなっている。

Ⅱ　基本方針

１．利用者一人ひとりの尊厳を大切にし、ゆったりと過ごせる温かい家庭的な環境を提供する

２．地域行事に参加する等、地域の人々との交流の機会を増やし、利用者の満足、達成感につながるよう支援する

Ⅲ　サービス目標

１．利用者の主体性に配慮し、「自分らしい生き方・生活」の実現に向けた支援を行なう事で達成感、満足度の向上を目指す

２．家族や他サービス事業所との連携を強化し在宅生活の維持を支援する。生活の中にリハビリを取り入れ、自らも健康増進に取り組めるような支援の実施

Ⅳ　能力開発目標

１．職員の資質向上を目指す

・伝達研修を受けて、業務に活かす

・接遇力向上を目指す

Ⅴ　地域目標

１．地域を含めた防災訓練の実施、ボランティアの受け入れや関わりを増やす

２．地域の方との交流の場をもち、地域ニーズを理解する事で必要とされる事業所を目指す

Ⅵ　業務目標

１．働きやすい環境整備

２．安定的経営を目指す(利用者数：月平均延べ 53 人以上)

平成２８年度　指定通所介護事業（三喜苑西郷）　事業計画

Ⅰ　現状と取り巻く状況

倉吉市においても高齢者は増加の一途をたどっている。今後も在宅での生活を継続していただくためにも、軽度者のリハビリ支援を図るとともに、重度認知症や中重度の高齢者の受け入れ先としても選んでいただける施設となり、今まで学んできた介護知識・技術を活かし、地域で自分らしい生活を続けていただけるよう支援していく必要がある。

Ⅱ　基本方針

１．自立支援及び在宅生活継続の支援を行なう

２．利用者一人ひとりを尊重し、より質の高いサービスを目指す

３．チームワークを大切にし、お互い助け合い、思いやりを持って行動する

４．本年度より小規模型から一般型への転換を図り（定員 15 名から 20 名へ）より充実した事業運営を実施していく

Ⅲ　サービス目標

１．利用者に応じた日常生活動作訓練により、機能向上を目指す
- 在宅でも簡単にできる運動の指導を継続する
- 利用者家族、介護支援専門員等と情報の共有を図る

２．能力に応じた自立した活動の取り組みを行なう
- 活動内容の多様化、選択制の充実を図る

３．本年度中に土曜日営業を目指し利用者の求めるニーズに応えるとともに、更なる利用者の獲得を図っていく

Ⅳ　能力開発目標

１．職員の資質向上と人材育成
- 定期的な勉強会（年６回）の開催、施設内研修への積極的参加

２．資格取得の推進

Ⅴ　地域目標

１．地域の方とのつながりを大切にする
- 地域活動（奉仕作業等）に参加し交流を図る
- ボランティア、学生を積極的に受け入れる
- 地域貢献を含む活動を、地域と共に計画する

Ⅵ　業務目標

１．新規利用者の獲得に努め、収入月額１８０万円以上を目標とする
- 居宅介護支援事業所等を訪問し紙面で空き情報や活動の様子を伝える
- 担当者会議に必ず出席し他事業所との連携を図る

２．職員同士がより良い関係をつくる
- 朝、夕のミーティングを行ない、ケアや業務等の確認と不安や困りごとを話し合う

３．経費削減に努める
- こまめな室温管理、消耗品等の在庫管理を行ない節約に心掛ける
- 常に業務を見直し、改善を図る

平成２８年度　指定居宅介護支援事業 事業計画

Ⅰ　現状と取り巻く状況

平成 27 年 4 月の介護保険法の改正で、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を目指す改正がなされた。

その実現のためには、地域での医療・介護の関係機関が連携し、包括的・継続的に在宅医療・介護を提供し、生活を支えるための仕組み作りが必要となってきている。

また、予防給付の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行する、総合事業への移行も平成 29 年度末までにすべての市町村が移行することとなっており、移行を開始あるいは準備段階に入っている保険者も多い。

選ばれる事業所、選ばれる介護支援専門員となるためには、事業所として、また、介護支援専門員として更なる資質の向上を図ることが必要であるとともに、医療との連携を図ることができる事業所、三朝町という地域とのつながりが強い事業所になっていくことが求められている。

Ⅱ　基本方針

１．利用者の自立を支援できるケアマネジメントを行えるようにする

２．在宅の高齢者を地域で支えられるように、地域住民の方々・関係機関等との連携を深める

３．利用者の確保を図りつつ、業務の効率化を進める

Ⅲ　サービス目標

１．利用者の自立を支援できるケアマネジメントを行えるようになる

・国際生活機能分類（ＩＣＦ）の視点を持ってアセスメントを行う

・サービス担当者会議の見直しと工夫を行う

Ⅳ　能力開発目標

１．研修等に積極的に参加して得たことを、自分の業務やケアマネジメントに活かし評価する

・事業所内勉強会を開催、各自で自己研鑽（研修や各種意見交換会等へ参加）し評価する

Ⅴ　地域目標

１．利用者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、関係機関・地域とのつながりをつくる

・民生児童委員との顔が見える関係作りの継続を図る

・医療機関との定期的な情報交換を実施する

Ⅵ　業務目標

１．利用者の確保（介護報酬請求利用者を、要介護は７６件維持、介護予防プランは３５件維持）

・関係機関と情報交換、連携強化を図る

２．残業を減らす

・業務の改善を計画的に図り、業務の見直しで効率化を図る

３．介護報酬改定と介護予防給付・日常生活支援総合事業移行への適正な対応の実施